雇用の分野における男女 の均等な機会及び待遇 の確保等に関する法律及び労働 基準法 \mathcal{O} 一部を改正す

雇用の分野に る法律案要綱

第

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正関係

一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

() 性別を理由とする差別の禁止(第五条及び第六条関係)

1 募集、 採用、 配置、 昇進、 教育 訓 練、 福 |利厚: 生、 定年及び解雇についての女性であることを理由

とする差 別 的 取 扱 1 \mathcal{O} 禁止 等 を、 性 別 を理由とする差別的 取 扱 1 0 禁止等とすること。

口 配置 に 業務の配分及び権限の付与が含まれることを明記すること。

ノヽ 事業主 は、 降格、 職種 の変更、 雇用形態 の変更、 退職 の勧奨及び労働契約の更新について、 労 働

者の性別 を理由として、 差別的取扱い をしてはならないものとすること。

二 性別以外の事由を要件とする措置(第七条関係)

事 業主 は、 (-)0 事 項に関する措置 で あ 0 て労働 者の 性別 以外 \mathcal{O} 事 由を要件とするもののうち、 措置

0 要件を満たす男性及び女性の比率その他の事情を勘案して実質的に性別を理由とする差別となるお

それがある措置として厚生労働省令で定めるものについては、 当該措置 の対象となる業務の 性質に照

らし て当該措置 \mathcal{O} 実施 が 当該業務 の遂行上特に . 必 要である場合、 事業 \mathcal{O} 運営 \mathcal{O} 状況に照らして当該! 措

置の実施 が 雇用管理上特に必要である場合その他の合理的な理由がある場合でなければ、 これを講じ

てはならないものとすること。

(三) 妊娠、 出産等を理由とする不利益取扱い の禁止等 (第九条第三項及び第四項関係)

1

女性

労働者が妊娠

出産

Ļ

又は労働基準

法

. (T)

産前

産後休業をしたことを理由とする解雇

の禁

止 に、 労働: 基準 法 \mathcal{O} 産 前 休業を請求したことその他厚生労働省令で定める事 ,由を理-由 とす る解 雇 \mathcal{O}

禁止を加えるとともに、 その雇用する女性労働者に対するこれらの事由を理由とする解雇以外の不

利益な取扱いを禁止するものとすること。

口 妊娠中 の女性労働者及び出産後一年を経過 しない 女性労働者に対してなされた解雇 は無効とする

ものとすること。 ただし、 事業主が当該解 雇 が イの 事由を理由とする解雇でないことを証明したと

きは、 この 限りでないものとすること。

(四) 指針 (第十条第一項関係)

る規定及 厚生労働大臣は、 《び妊娠、 出産等を理由とする不利益取 性別を理由とする差別を禁止する規定、 扱い を禁止する規定に定める事 性別以外の事 由を要件とする措置に関 ず項に関 Ļ 事 業主が適 す

切に対処するために必要な指針を定めるものとすること。

(五) 事業主の講ずる措置に対する国の援助の対象の追加 (第十四条関係)

雇 用 の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、 事業主が雇用 0

分野 に お け る男女の均等な機会及び待遇 0 確保 の支障となっている事情を改善することを目的とする

措 置 \mathcal{O} 実 施 状況を開示 į 又は 開 示しようとする場合に国が援助を行うことができるものとすること。

職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置

(-)職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置に関する規定の整備 (第十一条

第一項関係)

事 業 主 は、 職場 E おい て行わ れる性的 な言動 に対するその雇 用する労働者 の対応により当該労働 者

が その労働 条件につき不 利益を受け、 又は当該性 的 な言動 により当該労 働者 \mathcal{O} 就業環境 境 が害され るこ

とのないよう、 労働者からの相談に応じ、 適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理

上必要な措置を講じなければならないものとすること。

二 指針 (第十一条第二項関係)

厚生労働大臣は、一の事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要

な指針を定めるものとすること。

三 紛争の解決

() 苦情の自主的解決の対象の拡大 (第十五条)

事 業主が 自主的な解決を図るように努めなければならないものとされる苦情に、一の一、二及び三

並 びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る事項 (労働者の募集及び採用に関するものを

除く。)についての苦情を加えること。

二 紛争の解決の促進に関する特例の対象の拡大(第十六条)

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の規定は適用せず、この法律の定めるところによるも

のとされる紛争に、一の一、二及び三、二の一並びに妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係

る事項についての労働者と事業主との間の紛争を加えること。

(三) 紛争の解決の援助 の対象の拡大 (第十七条第 一項 (関係)

都道府 涅果労働! 局 長が 紛争の当事者に対し、 必要な助言、 指導又は勧告をすることができるものとさ

れる紛争に、 二の紛争を加えること。

(四)

調停制度の充実 (第十八条第一項、 第二十条及び第二十三条から第二十五条まで関係

紛争調整委員会に調停を行わせるものとされる紛争に、

(二) の 紛 争

(労働者の

その意

募集及び採用につい 7 0 紛争を除く。) を加えること。

1

都道

府

『県労働!

局

長が

紛争 調 整委員会は、 調停のために必要があると認めるときは、 関係当事者の出頭を求め、

見を聴くことができるものとすること。

口

ハ 紛争調整委員会は、二の一に関する事項についての労働者と事業主との間の紛争に係る調停のた

8 に必要があると認め、 かつ、 関係当事者の双方の 同意があるときは、 関係当事者 \mathcal{O} ほ か、 当 該 事

件に係る る職 場にお いて性的な言動を行ったとされる者の出頭を求め、 その意見を聴くことができる

Ł のとすること。

= 紛争調整委員会は、 調停に係る紛争について、 調停による解決の見込みがないと認めるときは、

をした者がその旨の通 調停を打ち切ることができるものとするほか、 たときは、 時効の中断に関しては、 知を受けた日から三十 調停の申請の時に、 Ħ 以内に 調停が打ち切られた場合に 調停 訴えの提起があったものとみなすものと \mathcal{O} 目的となった請 おいて、 求につい 当 該 て訴えを提起 調停の申 請

ホ イの紛争のうち民事上の紛争であるものについて関係当事者間に訴訟が係属する場合において、

すること。

次 0 V) ずれ かに掲げる事 由 が あり、 かつ、 関係当事 者の共同 0 申 立てがあるときは、 受訴裁判所は

兀 月以 内 \mathcal{O} 期間、 を定め て訴 訟手続を中止する旨の決定をすることができるものとすること。

(1) 当該紛争について、 関係当事者間において調停が実施されていること。

(口) (イの場合のほか、 関係当事者間に調停によって当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

四 公表制度の対象の拡大 (第三十条関係)

厚生労働大臣 がその違 反に対し事業主に勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わ

なか ったときは、 その旨を公表することができるものとされる規定に、一の一、二及び三のイ、二の一

並 び に妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置に係る規定を加えること。

五 過料の創設 (第三十三条)

報告徴収 \mathcal{O} 規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処するものと

すること。

六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 労働基準法の一部改正関係

一 女性の坑内労働に係る規制の緩和 (第六十四条の二関係)

使用者は、 妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過

L ない女性を坑内で行われる業務に就かせてはならないものとするほか、 満十八歳以上の女性を坑内で

行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定

めるものに就かせてはならないものとすること。

一 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 施行期日等

施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとすること。

一 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこと。